○九州地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年九州地方整備局告示第二十三号大津都市計画道路事業三・四・八号西鶴中井迫線及び大津都市計画道路事業三・四・一号室吹田線

三　事業施行期間　自平成十三年三月十二日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十三年九州地方整備局告示第二十三号及び平成二十年九州地方整備局告示第二十九号の事業地のうち大字大津字上鶴地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百二十八号

(二)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

北海道檜山郡上ノ国町字汐吹二三三番一から同町字汐吹二三四番九まで　前　三五・五三～五二・四〇メートル　〇・〇七六キロメートル

後　三五・五三～五八・七九メートル　〇・〇七六キロメートル

二　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(二)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

北海道二海郡八雲町熊石西浜町一一五番一から同町熊石西浜町四六八番一地先まで　前　二一・五六～三三・三四メートル　〇・一三二キロメートル

後　二八・二七～四二・〇二メートル　〇・一三二キロメートル

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六六林班ほ小班地内　前　二七・〇〇～六五・五〇メートル　〇・一八〇キロメートル

後　二七・〇〇～六五・五〇メートル　〇・一八〇キロメートル

四　(一)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(二)　道路の種類　一般国道

(三)　路線名　四百五十号

(四)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

北海道上川郡上川町字天幕一九九番一から同町字天幕二〇一番地先まで　前　二七・〇〇～七二・五〇メートル　〇・〇九六キロメートル

後　二七・〇〇～七二・五〇メートル　〇・〇九六キロメートル

北海道上川郡上川町字中越二〇番一から同町字中越二〇番二まで　前　一一四・一九～一二三・四七メートル　〇・〇六六キロメートル

後　一一四・〇七～一二二・二二メートル　〇・〇六六キロメートル

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

北海道上川郡上川町字天幕一九九番一から同町字天幕二〇一番地先まで　前　二七・〇〇～七二・五〇メートル　〇・〇九六キロメートル

後　二七・〇〇～七二・五〇メートル　〇・〇九六キロメートル

北海道上川郡上川町字中越二〇番一から同町字中越二〇番二まで　前　一一四・一九～一二三・四七メートル　〇・〇六六キロメートル

後　一一四・〇七～一二二・二二メートル　〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

北海道開発局長　関　克己

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十号　北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六六林班ほ小班地内　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二百三十七号　北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野七番一六から同村字シムカプ原野一七一五番一まで　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

〃　北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野四八番三三から同村字シムカプ原野四八番一七まで　〃

二百三十八号及び二百三十九号　北海道紋別郡興部町字豊野二六八番六から同町字豊野九一一番まで　北海道開発局及び同局網走開発建設部

二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号　北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間一一番三から同町字浜佐呂間一〇番一まで　〃

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

北海道開発局長　関　克己

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百五十号　北海道上川郡上川町字天幕一九一番四から同町字上越国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署九三林班わ小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○北海道開発局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間北海道開発局及び同局旭川開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百五十号

三　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

北海道上川郡上川町字天幕一九一番四から同町字上越国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署九三林班わ小班まで　一二・九九～一八二・九一メートル　九・八六二キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年三月二十六日